

令和 5 年度入学生対象

「社会福祉士修学資金」

修学生募集要領



社会福祉士修学資金は、社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保に努めるため、養成施設に在学している学生に対して、修学資金を無利子で貸し付ける制度です。

- 貸付対象者■ 令和 5 年 4 月に**大阪府内**の社会福祉士養成施設に入学する方
- 養成施設とは■ 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設。
- 申請受付期間■ 令和 5 年 4 月 3 日（月）～令和 5 年 5 月 26 日（金）
- 申請方法■ 養成施設を通じて申請いただきますので、申請書類一式を学校の担当窓口に提出してください。

※養成施設によって申請方法や期間が異なりますので、必ず、学校に提出期限等をご確認ください

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL：06-6776-2943（祝日を除く月～金 9:00～17:00）

FAX：06-6761-5413 <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

目次

目次	2
第 1 部 社会福祉士修学資金 貸付制度	3
修学資金を希望するみなさんへ	3
修学資金の概要	4
第2部 社会福祉士修学資金 募集要領	6
修学資金の申請条件	6
第3部 社会福祉士修学資金 申請と提出書類	8
修学資金の申請手順	8
提出書類についての諸注意	9
提出書類チェックリスト	12
貸付決定後の手続きについて	13
第4部 関係資料	14
返還免除対象業務	14
社会福祉士修学資金貸付要綱および要領	20
資格保有者の届出制度のご案内	27

用語の説明

この「社会福祉士修学資金貸付事業 修学生募集要領」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

募集要領	社会福祉士修学資金貸付事業 修学生募集要領(本冊子)
修学資金	特に表示しない場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉士修学資金
養成施設	社会福祉士としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設
修学生	養成施設に在籍し、修学資金貸付の決定を受けた者。養成施設を卒業後も、貸付を受けた修学資金の返還を終了するか、返還免除になるまで修学生と呼称する
府社協	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
返還免除対象業務	昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務。 (P14～P19 を参照)
社会福祉士（として）	社会福祉士養成施設を卒業して、もしくは社会福祉士養成施設を卒業し、国家試験に合格して、社会福祉士となる資格を有する修学生で、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに登録している者
国家試験	特に表示しない場合は、社会福祉士国家試験
国家資格	特に表示しない場合は、社会福祉士
現況報告書	修学生の卒業後の状況を原則毎年 4 月に府社協へ報告するもの。修学生の状況によって返還免除対象業務に従事する意思、国家資格取得の意思を確認する。
休 職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態
離 職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態

第1部 社会福祉士修学資金 貸付制度

修学資金を希望するみなさんへ

第1部では、社会福祉士修学資金貸付制度の仕組みについて説明します。内容を十分お読みになったうえで、申請を希望する方は、第2部以降をお読みください。

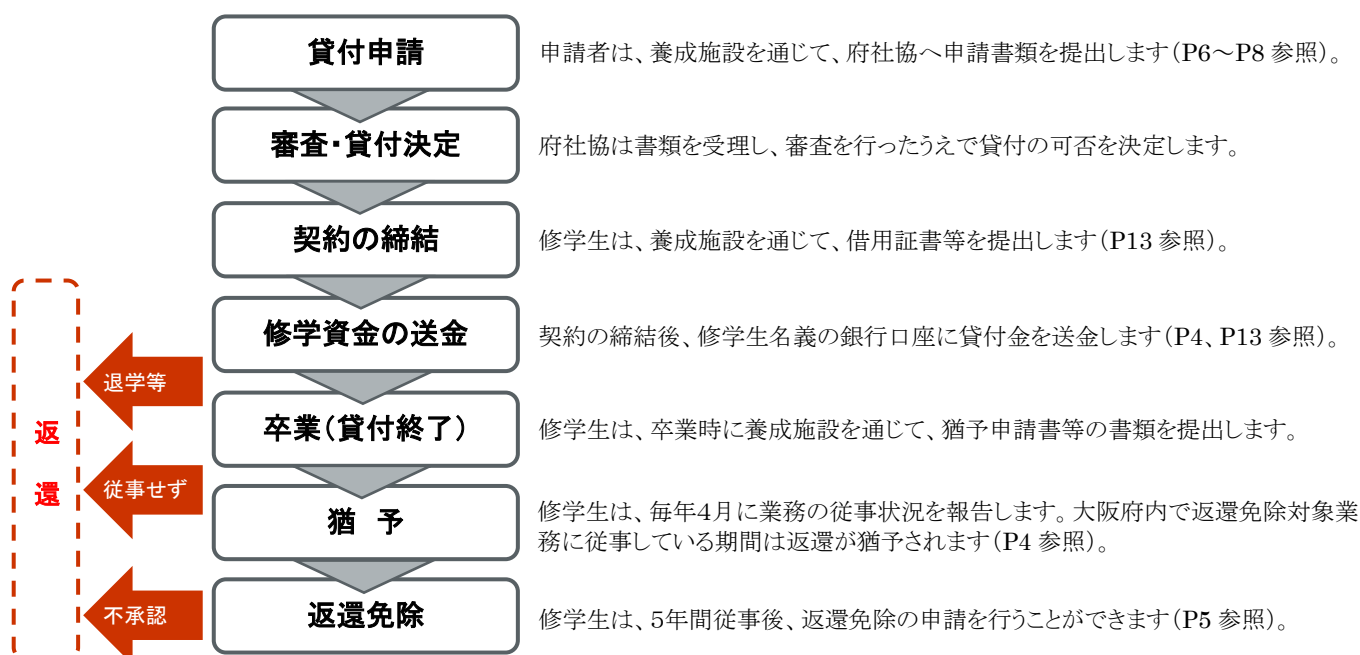
修学資金は、社会福祉士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い社会福祉士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対して、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

養成施設を卒業後、1年以内に社会福祉士として登録し、社会福祉士として、大阪府内の社会福祉施設等で継続して5年間働くと、借り受けた修学資金の返還は全額免除されます。

☆申し込む前に知っておいてほしいポイント

- 修学資金は貸付制度（借りるもの）です。一定の条件を満たせば返還は免除されます。しかし、返還免除に該当しない場合は必ず返さなければなりません。
- 修学資金を借りるのも、返すのも、返還免除の申請を行うのも、みなさん自身です。他人まかせにせず、「修学資金を借りるのは自分」という自覚をもって申請してください。
- 在学している養成施設にて、申し込み書類を取りまとめます。養成施設の推薦も必要となりますので、期限に余裕をもって申し込みを行ってください。

（貸付申請から初回送金、返還免除までの流れ）



修学資金の概要

令和 5 年度に大阪府内の社会福祉士養成施設に入学した(予定している)人を対象に、修学生の募集を行います。修学資金の貸付を希望する方は、本冊子をよく読み、申請を行ってください。

なお、修学資金は、**入学前に振り込まれることはありません**のでご注意ください。

修学資金の種類・貸付の方法・貸付期間

修学資金の種類	貸付の方法 (修学生本人名義の口座に振込みます)	貸付期間
社会福祉士修学資金 (無利子)	原則として3カ月に1回振込み(4月・7月・10月・1月) (初回の送金時期:令和5年8月以降)	令和5年4月から 卒業まで (正規の修業年限※)

※留年や卒業延期の場合は、正規の修学期間として認められません。

貸付限度額

修学に際して必要な費用(申請書の所要金額)を、下記限度額の範囲内で貸付します。

(ただし、養成施設以外の学校(例 福祉系大学)は対象外です)。

- 修学資金 月額50,000円(修学期間中)
- 入学準備金 200,000円(令和5年度入学者対象/初回のみ)
- 就職準備金 200,000円(卒業年度にかかる最終回送金のみ。通信・夜間部課程は対象外)
- 生活費加算 月額25,000円(修学期間中 ※下記対象者のみ)

※生活費加算の対象者

生活保護世帯もしくは住民税非課税世帯(令和3年度の府・市町村住民税課税証明書による)に属する申請者

連帯保証人についての留意点

- ・修学資金の貸付を受けるには、連帯保証人が1名必要となります。
- ・連帯保証人には、個人と法人のいずれでもなることができますが、どちらを選択しても、修学生が返還の義務を負うことに変わりありません。また、連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負うので、修学生は連帯保証人をお願いする個人・法人に対して詳しく説明してください。

※法人を連帯保証人にする場合は、あらかじめ府社協が法人に対して事前に審査を行います(P7 および P11 を参照)。

不明な点は、府社協へお問い合わせください

修学資金の返還猶予

次の①～⑤のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ① 養成施設を卒業後、1年以内に社会福祉士として登録し、大阪府内で返還免除対象業務(P14～P19)に従事しているとき。
- ② 養成施設を卒業後、引き続き、介護福祉士養成施設において修学しているとき。
※「介護福祉士養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に限る。
- ③ 修学資金の貸付けを解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- ④ 災害、病気やケガ、出産・育児等その他やむを得ない事由のため、休職するとき。
- ⑤ 災害、病気やケガ、出産・育児等その他やむを得ない事由のため、離職するとき。

修学資金の返還免除

次の①、②のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の全額の返還が免除となります。

- ① 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務（P14～P19）に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間※（ただし、中高年離職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは大阪府内の過疎地域での従事の場合は3年間※）に従事したとき。
 （※「中高年離職者」とは、入学時に45歳以上の者であって離職して2年以内の方です。申請時に証明書の提出が必要です）
- ② 上記に規定する業務に従事している期間内に、業務上の事由により死亡または業務に起因する心身の故障のため、当該業務を継続することができなくなったとき。

※5年間とは、在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上を指します。

※3年間とは、在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上を指します。

- 貸付期間以上（貸付期間が2年未満の場合は2年）、返還免除対象業務に従事した場合であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、一部免除は適用されません。
- 転職等により、複数の施設・事業所に従事した場合は、引き続き従事しているものとみなし、業務期間として通算します。

修学資金の返還についての留意点

1. 貸付契約の解除

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (8) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2. 返還

下記の事由に該当する場合は、修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士登録簿に登録せず、または大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において社会福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

3. 返還の方法

原則、返還の期間は、貸付を受けた期間と同じ期間内です。
 （貸付期間より短い期間で返還や、一括での返還も可能です）

（例）通信制の養成施設で1年6カ月間修学し、下記のとおり貸付を受けた後に返還になった場合

「修学資金」 50,000 円 × 18 カ月

「入学準備金」 200,000 円 × 1 回

計 1,100,000 円 ⇒ 月々の返還額 約 61,111 円（18 カ月 月賦）

※なお、返還期間内に貸付金を返還しなかった場合は、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

第 2 部 社会福祉士修学資金 募集要領

修学資金の申請条件

- 第2部では、修学資金の申請方法や申請資格、連帯保証人等について説明します。
まずは、申請の期限を確認し、その後、申請条件を満たしているか、一つひとつ確認していきましょう。
- 提出書類の様式は、在学している（入学予定を含む）養成施設から受け取ってください。
（府社協へ資料請求もしくはホームページからダウンロードも可能です）。

申請受付期間

令和 5 年 4 月 3 日(月)～令和 5 年 5 月 26 日(金)

※上記の期間内に在学する養成施設に提出してください。

※なお、養成施設によっては、事務手続き上、募集時期を短くする場合があります。

必ず在学する養成施設に締切期限を確認し、募集の時期を逃さないように注意してください。

募集人数

大阪府内の養成施設

- ・各養成施設 通学課程: 上限 10 名まで
- ・各養成施設 通信課程: 上限 2 名まで

※大阪府外の養成施設は申請不可になります。

申請資格

次の 1～5 のすべてを満たす必要があります。

1. 令和 5 年 4 月 1 日時点で、大阪府内の養成施設に在学しているもしくは在学を予定している学生。
2. 養成施設卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で社会福祉士として、引き続き 5 年以上返還免除対象業務(P14～P19)に従事しようとする意思を有していること。
3. 修学に際し、家庭の経済状況等から貸付けを必要としていること。
4. 学業の成績等が優秀であること。または卒業後、大阪府内で中核的な福祉職として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があること。
5. 次のいずれかに該当する方。
 - ① 大阪府内に住所を有していること。
 - ② ①に限らず、上記 2 に該当すると府社協が認めた者であること。

連帯保証人について（事前にご準備ください）

修学資金の申請には、1名の連帯保証人が必要です。

連帯保証人の要件

- ・連帯保証人は、下記の要件をすべて満たす必要があります。
 - ①日本国内において居住し、独立した生計を営んでいること。
 - ②申請時において年齢が20歳以上65歳未満であること。
 - ③安定した収入があること(所得証明書における「**合計所得金額**」が、修学資金の「申請金額」を上回っており、現在、従事中であること)。

＜連帯保証人に該当しない事由＞

- ・府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている場合。
- ・府社協から修学資金の貸付を受けている場合。
- ・生活福祉資金等の貸付けの返済を滞納している場合。
- ・債務整理中(自己破産等)の場合。
- ・修学生が相互に連帯保証人となることはできません。

個人に連帯保証を依頼する場合

- ・要件を満たす個人に連帯保証人をお願いしてください。
- ・連帯保証人は、所得に関する証明書(府・市町村民税課税証明書等)や住民票を添付したうえで、修学資金申請書に自署してください。貸付決定後には印鑑登録証明書を提出する必要があります。

法人（福祉施設）に連帯保証を依頼する場合

- ・修学資金の返還についての保証を、勤務先(アルバイト含む)等の法人が引き受ける制度です。法人と申請者との間で雇用契約(アルバイト含む)が結ばれている場合は、法人が職員の福利厚生の一環として保証人になることができます。
- ・この保証は、日本学生支援機構の貸与型奨学金の「機関保証」とは異なり、大阪府内で返還免除対象業務を営む法人が、修学資金の連帯保証人となるものです。
- ・連帯保証人となる法人については、修学生が修学資金の申請を行う前に、連帯保証人となりうる要件を満たしているか、いくらまで(上限金額)保証が可能かを確認するために、**あらかじめ府社協の審査が必要になります**。連帯保証人となることを希望する法人の担当者より、府社協にご連絡ください。

【連帯保証人となることができる法人の要件】

- ・法人が連帯保証人となるには、下記全ての要件を満たし、事前に府社協の審査を受け承認を得ている必要があります。
 - (ア) 審査申込日時点で、法人設立から5年以上経過していること。
 - (イ) 審査申込日時点で、大阪府内において返還免除対象業務を営んでいること。
 - (ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。
 - (エ) 過去5年以内において、次の事項に該当していないこと。
 - ・営業を廃止又は解散していないこと。
 - ・破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと。
 - ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと。
 - ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
 - (オ) 中央福祉人材センター及び大阪福祉人材支援センターが運営する Web サイト「福祉のお仕事」において、大阪府内の事業所登録を行っていること。
 - (カ) 「貸付事業 法人保証申込書」に必要な添付書類(P11)が提出できること。

第3部 社会福祉士修学資金 申請と提出書類

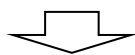
第3部では、修学資金の申請手順やどのような提出書類が必要になるかについて説明します。

まずは、申請完了までの流れを確認しましょう。その後、どのような書類を準備したらよいか、確認していきましょう。

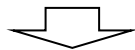
修学資金の申請手順

申請の手順は次のとおりです。別途養成施設から指示があった場合は、指示に従ってください。

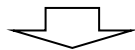
1	在学する養成施設から、以下の書類を受け取ります（府社協へ資料請求もしくは、ホームページからのダウンロードも可能です）。申請書類の養成施設への提出期限を確認してください。 ① 令和 5 年度入学生対象「社会福祉士修学資金」修学生募集要領（本冊子） ② 社会福祉士修学資金貸付申請書および記入例 ③ 同意書 ④ 作文「福祉の仕事をめざしたきっかけと将来の夢」 ※この作文は内容を評価するものではありません。社会福祉士を目指す心構えや、将来働くことへの決意を表すものとして、書いてください。
---	--



2	申請に必要な書類を整えてください。 ① 社会福祉士修学資金貸付申請書 ② 同意書（申請者および連帯保証人(個人)の記名がされたもの） ③ 申請者の住民票 ※現住所と一致し、マイナンバーが記載されていないもの。 ※申請日より前3カ月以内に発行され、申請者を含む世帯全員が記載されているもの。 ※続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの。 ④ 申請者の令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書等(令和 3 年中の所得証明) ⑤ 世帯全員の令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書等(令和 3 年中の所得証明) ※申請者が被扶養者である場合は、別世帯であっても扶養者の所得証明が必要です。 ⑥ 連帯保証人にかかる書類 個人の場合: 令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書（令和 3 年中の所得証明） 法人の場合: (1)貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録の写し(※対象者名と貸付金額の記載が必須) (2)申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書等の写し(※直接の雇用契約がある場合) (派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書の写し) 以下項目に該当する際には準備をしてください。 ⑦ 生活費加算を受ける場合 ■生活保護受給世帯…福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書 ■住民税非課税世帯…世帯全員の府・市町村民税課税証明書等(高校生以下は不要)。上記⑤を兼ねる ⑧ 中高年離職者の場合 中高年離職者(入学時に、45 歳以上の者であって離職して 2 年以内の者)は、離職年月日を証明できる書類 ⑨ その他、府社協会長が必要と認める書類
---	---



3	養成施設が定める提出期限までに、上記2の①～⑥及び該当する場合に必要な書類を提出してください。
---	---



4	申請手続き完了。
---	----------

(参考)申請手続き後の流れ

- 府社協にて審査を行います。不備や不足書類があった場合、養成施設を通じて申請者へ連絡します。定められた期日までに再提出がない場合、不備等がある申請内容で審査を進めざるを得ませんので、ご注意ください。
- 養成施設を通じて、申請者に決定または不承認通知を送付します。養成施設ごとに通知しますので、決定状況によっては通知が遅れる場合があります。なお、審査内容をお答えすることはできません。

提出書類についての諸注意

1. 共通

- 作成にあたっては、下記の注意点に従って記入してください。
- ① 氏名の漢字は、住民票に記載された文字を使ってください(略字は不可)。
- ② ボールペンを使用する場合、黒色または青色のものをお使いください。鉛筆やこすると消えるボールペン(フリクションペン)を使用した場合、再度作成していただきます。
- ③ 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消して、余白に正しい文字・数字を書いてください。
- ④ 住所は、それぞれの欄に正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑤ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。

2. 申請書

- 記入例をよく確認し、記入してください。パソコンによる作成でも構いません。
- ・申請者および連帯保証人(予定)全員の氏名・住所を記入してください。
- 「修学に係る費用の使途」については、養成施設へ支払う学費等の経費の他、実習やスクーリングに直接かかる費用を修学に必要な費用とします。費用の根拠が不明な場合は、見積書やカタログなどの提出を求める場合があります。
- … 例)参考書、国家試験対策講座、模擬試験、スクーリングの交通費など
- × … 例)パソコンの購入費(養成施設指定以外のもの)、生活費や休業補償、食費など
- ※必要以上に高額な物品の購入や、通常の生活必需品は対象とならない場合もあります。

3. 同意書

- 記載内容を十分確認のうえ、記入してください。
- ・申請者および連帯保証人(予定)全員が、各々、**自署してください。**
- ・連帯保証人が法人の場合は、署名・押印してください。

4. 他の奨学金との併給を受ける場合

- 社会福祉士修学資金は、修学のために必要な範囲で他の奨学金との併給を認めています。他の奨学金を借り入れている場合(予定を含む)、必ず申請書の「他の奨学金等の借り入れ状況」欄に記入してください。
- なお、財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつもの等、併給できない貸付金もあります。

(併給が可能なもの 例)

- ・日本学生支援機構の貸与型奨学金 ・日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)
- ・教育訓練給付制度(一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付)

(併給ができないもの 例)

- ・修学資金貸付制度 ・生活福祉資金貸付制度(教育支援資金※1) ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- ・職業訓練受講給付金(求職者支援制度) ・離職者等再就職訓練
- ・ひとり親家庭自立支援給付金※2(自立支援教育訓練給付金／高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金)
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

※1 同じ目的で教育支援資金を借り受けし、先に償還した場合、修学資金の貸付は可能です(修学資金を償還にあてる等)。

※2 給付額との差額により自己負担額が生じる場合、自己負担額部分については貸付が可能です。

5. 住民票

- 住民票の提出に際しては、以下内容に留意してください。
- ・住民票は、申請する方を含む**世帯全員が記載された住民票**を提出してください。
- ・続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの。
- ・申請日より前3カ月以内に発行されたもの。
- ・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
- ・住民票は現住所地の証明書類となるものです。進学のための一人暮らしであっても、住民票を異動していただく必要があります。

【外国籍の方の場合】

外国籍の方は、在留資格を確認する必要がありますので、住民票に**在留資格の記載のあるもの**を提出してください。在留資格が省略されている場合、在留カードのコピーを添付していただく必要があります。

6. 個人が連帯保証人となる場合「連帯保証人の令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書」

■連帯保証人の課税状況等を確認するために、令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書を提出してください。

（令和 3 年中の所得金額が分かるもの）。

・令和 4 年 1 月 1 日に居住していた市区町村で発行されますので、入手してください。

・「府・市町村民税課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。

（例）「課税証明書」、「非課税証明書」、「住民税証明書」、「課税台帳記載事項証明書」等。

・名称が異なっても、市区町村が発行し、令和 3 年中の課税や所得金額を証明するものであれば、証明書類として認めます。

・ただし、以下は、証明書類として認められません。

「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」、「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、

「納税証明書（税務署発行）」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等。

※ 府・市町村民税課税証明書のサンプル

令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書
(令和 3 年中の所得証明書)

納税義務者	住 所	〇〇市△△町×丁目×番××号		
	令和 4 年 1.1 現在 同上			
	氏 名	大阪 太郎		

市民税・府民税額（円）

課 税 標 準 額（計）	¥1,083,000			
区 分	所得割額	均等割額	税 額	年 税 額
市 民 税	¥54,700	¥3,500	¥58,200	¥96,200
府 民 税	¥36,500	¥1,500	¥38,000	

所得金額（円）

給与支払金額	(¥4,800,000)	以 下 余 白	
給与所得	¥3,300,000		
合 計	¥3,300,000		
以 下 余 白			

所得控除額（円）

控 除 額	¥0	基 礎・基 礎 特 別 控 除	¥0
医療費	¥0	勤 労 学 生	¥0
社会保険料	¥480,000	障 が い 者	¥260,000
小規模共済等掛金	¥0	配 偶 者・扶 養	¥1,110,000
生命保険料	¥35,000	配 偶 者 特 別	¥0
地震保険料 (損害保険料)	¥2,000	基 礎	¥330,000
		合 計	¥2,217,000

控除対象 配偶者	扶養 親族	特 定 老 人(内同居)	16歳未満	その他	合計 (配偶者除く)	本人 該当	その他 障がい	特別 障がい	特別 障がい	勤労学 生	事業専従者
有・控除	1人	0人(0人)	1人	1人	3人	○					区分 **
特別障がい者(内同居)	その他障がい者	合計(本人除く)									専従者数 0人
0人(0人)	0人	0人									配当額等 ¥0

(備考)
空白

上記のとおり相違ないことを証明します。

〇〇市長 見本

税 務 署 〇〇- 〇〇 号
令和 5 年〇〇月〇〇日

「合計所得金額」の
金額によって審査します。
(給与支払金額ではありません)

7. 法人が連帯保証人となる場合の必要書類

- 法人が連帯保証人となる場合は、下記の書類を用意していただくよう法人に依頼してください。
 なお、法人の保証能力に関して**事前に審査**を行いますので、ご不明な点は府社協までお尋ねください。

- 提出の必要な書類…③④⑦は原本、その他は原本証明したものの提出が必要になります。

社会福祉法人の場合	医療法人や株式会社等の場合
■修学資金の事前申請時に必要な書類 （申請者が府社協へ提出） ①貸付に同意する旨が議決された理事会の議事録 ②申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書(写し) ※雇用契約がある場合 （派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書） （参考） ■事前審査に必要な書類 （法人が府社協へ提出） ③介護福祉士修学資金等法人保証申込書 ④履歴事項全部証明書(申込日前 3 カ月以内に発行されたもの) ⑤決算関係書類(直近 5 年分) ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 ⑥事業計画書 ⑦法人税納税証明書(未納税額がないことの証明) ⑧法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑨定款変更をする場合は、変更後の定款	■修学資金の事前申請時に必要な書類 （申請者が府社協へ提出） ①貸付に同意する旨が議決された取締役会・理事会等の議事録又は稟議書 ②申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書(写し) ※雇用契約がある場合 （派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書） （参考） ■事前審査に必要な書類 （法人が府社協へ提出） ③介護福祉士修学資金等法人保証申込書 ④履歴事項全部証明書(申込日前 3 カ月以内に発行されたもの) ⑤決算関係書類(直近 5 年分) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書(株で作成している場合) ・株主資本等変動計算書(株の場合) ⑥事業計画書 ⑦法人税納税証明書(未納税額がないことの証明) ⑧法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑨内部規程

提出書類チェックリスト

- ・修学資金の申請手続きは、申請者が責任をもって行いましょう。
- ・提出書類の種類や書類の記入方法については、本冊子の P9～P10 に記載されています。よくお読みいただき、提出書類を用意してください。
- ・養成施設に提出する前に、必ず以下の項目を確認し、誤りや不足がないことを確認してください。

①社会福祉士修学資金貸付申請書	☐ パソコンによる作成でも構いません。 ☐ ボールペンを使用する場合、黒色または青色のもので記入してください。 （こすると消えるボールペンや、鉛筆は不可です） ☐ 修正がある場合は、修正テープ等を使わず、二重線で訂正してください。 ☐ 連帯保証人は、P7で示す連帯保証人の要件をすべて満たす個人または法人に限ります。 ☐ 「修学に係る費用の使途」については、貸付けを受ける修学期間を通じて必要な金額を記入してください。養成施設に支払う学費の他、交通費や実習に係る費用の記入は可能ですが、食費や休業に伴う生活費の補てんは対象となりません。修学に必要な使途（支出）について、金額の根拠が不明確な場合は確認し、内容によっては追加資料の提出を求める場合があります。 ☐ 「他に受けている奨学金等」については、他に受けている（受ける予定）の奨学金の名称と金額を記入してください。
②同意書	☐ 申請者および連帯保証人（予定）全員が、各々、 自署してください。 ☐ 連帯保証人が法人になる場合は記入・捺印してください。
③申請者の住民票	☐ 申請者を含む 世帯全員 が記載されている。 ☐ 続柄 や在留資格（外国籍の方の場合）が記載されている。 ☐ 申請日より前 3 カ月以内に発行されている。 ☐ 現住所と住所が一致している。 ☐ マイナンバーが記載されていない。
④申請者の令和 4 年度の府・市町村税課税証明書等	☐ 申請者本人の令和 3 年中の所得の証明。
⑤世帯全員の令和 4 年度の府・市町村税課税証明書等	☐ 世帯全員の令和 3 年中の所得の証明。 ※ 高校生以下は提出不要です。 ※ 申請者が被扶養者である場合は、別世帯であっても扶養者の所得証明が必要。
⑥連帯保証人にかかる書類	
（個人の場合） 連帯保証人の令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書	☐ 令和 3 年中の所得証明として、令和 4 年度の府・市町村民税課税証明書等（P10）が必要です。 ☐ 「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」での代用は認められません。 ※ 申請者と同一世帯の方で、上記⑤により提出する場合、重ねて提出する必要はありません。
（法人の場合） 法人が連帯保証人となる場合に必要な書類	☐ 貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書。 （※原本証明したもの／※対象者名と貸付金額の記載が必要です） ☐ 申請者に通知した雇用契約書や雇用通知書等の写し（※直接雇用契約がある場合） （派遣職員の場合は、派遣会社と法人との契約書の写し）
⑦※生活費加算を受ける場合	
生活保護受給世帯	☐ 福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書。 （入学により、令和 5 年 4 月 1 日以降、生活保護の適用を受けていないことがわかるもの）
住民税非課税世帯	☐ 上記⑤を兼ねます。
⑧中高年離職者の場合	☐ 入学時に、45 歳以上の者であって離職して 2 年以内の者。 ☐ 離職年月日を証明できる書類の写し。 （例）前職場から発行された離職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等） ※前職場での雇用形態、雇用保険加入の有無は問いません。

※その他、府社協会長が必要と認めて、提出を依頼した書類。

貸付決定後の手続きについて

貸付を決定した後の手続きの概要は次の通りです。

休学や退学等の場合は、速やかに府社協へご連絡ください。状況によっては、それまでに貸し付けた金額を返還いただく場合があります。

1	決定の通知 養成施設を通じて、申請者あてに送付いたします。 内容に誤りがないか、確認してください。
---	--



2	借用証書の提出(本人 → 養成施設 → 府社協) 下記の書類を準備して送付してください。 ① 社会福祉士修学資金借用証書 ② 修学生本人の印鑑登録証明書（※提出日前 3 カ月以内に発行されているもの。申請書の住所と一致していること） ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書（※修学生本人と同様。なお、法人の場合は、「印鑑証明書」） ④ 振込先(本人名義)の銀行口座の通帳の写し （金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの） ⑤ 貸付金振込口座届出書 (提出書類の留意点) ・記入方法 こすると消えるボールペンを使用しないこと。申請者および連帯保証人が自署すること。 ・書類の押印 実印による押印を行うこと。 ・収入印紙 貼付け・消印を行うこと(収入印紙は 1 枚が望ましい。切手の貼付けは不可)。 ・口座届出書 通帳の記載内容を、正しく漏れなく転記すること(なお、ゆうちょ銀行のコードは 9900、支店名は漢数字)
---	---



	初回貸付金の振込み 借用証書や添付書類に不備がなければ、府社協に到着後、おおむね 2 週間以内に初回の貸付金を指定口座に振込みます。 3 （例） 令和 5 年 8 月中旬に借用証書を提出した場合・・・8 月末頃に、 <u>合計500, 000円</u> を送金 （内訳） 入学準備金 ： 200, 000円 修学資金（4月～9月分） ： 50, 000円 × 6カ月 ※ 2回目以降の振込みは、3カ月ごとにまとめて、初めの月の中旬に振込みます（10月、1月、4月、7月・・・）。
--	---



4	卒業(貸付終了) 卒業時に養成施設を通じて必要な様式を交付します。 卒業後の5月中に、それぞれが必要な書類を提出してください。 ① 修学資金返還猶予申請書(様式第 9 号) ② 業務従事開始届(様式第 14 号) ③ 現況報告書〈A〉 ④ 養成施設の卒業証書の写しまたは修了証明書の写し ⑤ 社会福祉士登録証の写し ※状況に応じて提出書類が異なる場合があります。 ※国家試験に不合格となった場合は、府社協にお問い合わせください。 ※返還免除が決定されるまで、毎年4月に業務の従事状況を報告していただく必要があります。
---	---



5	返還免除 5年間、大阪府内で返還免除対象業務に従事後、返還免除の申請を行うことができます。 （※中高年離職者の要件に該当すると認定された場合、もしくは大阪府内の過疎地域での従事の場合は3年間）
---	---

第4部 関係資料

返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

【介護業務】

1. 社会福祉施設等

●老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 指定通所介護（指定療養通所介護を含む） 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第1号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス） 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 介護従業者 介助員 支援員など
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第1号訪問事業 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員 ホームヘルパー
指定訪問看護 指定介護予防訪問看護	看護補助者

●障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設 ・知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場 身体障害者更生援護施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など

・身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート 経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 ・精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援事業	訪問介護員 ホームヘルパー ガイドヘルパー

●児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	入所者の保護に直接従事する職員 例 保育士 介助員 看護補助者 など
保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員

●生活保護法関係の施設

施設・事業種類	職種
救護施設 更生施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、介助員など

●その他の社会福祉施設等

施設・事業種類	職種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム、原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業、原子爆弾被爆者家庭奉仕員派遣事業 労災特別介護施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 介護員、介助員 看護補助者、家政婦 など
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	家政婦
訪問看護事業	看護補助者

2. 病院または診療所

施設・事業種類	職種
病院 診療所	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、看護補助者、看護助手 など

3. 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業種類	職種
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 介護保険法や障害者総合支援法の基準該当サービス 以下の各サービスに準ずる事業 (非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業) その他の介護等の便宜を供与する事業 など	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、訪問介護員 など

【相談援助業務】

●第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(1)保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている、 精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(2)児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、 児童心理司、心理判定員、児童指導員、保育士
(3)母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導職員(少年を指導する職員)、 個別対応職員
(4)児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 職業指導員、里親支援専門相談員
(5)障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターに限る)	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、 心理指導担当職員 など
(6)児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
(7)児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
(8)児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
(9) 障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く) 児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、 放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事 業、保育所等訪問支援事業	児童指導員 保育士 障害福祉サービス経験者 児童発達支援管理責任者 心理指導担当職員 訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員)
(10)障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(11)病院及び診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機 関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(12)身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
(13)身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
(14)精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている 精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(15)救護施設及び更生施設	生活指導員(作業指導員、職業指導員を除く)

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
(16)福祉事務所	指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉司知的障害者福祉司 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 現業を行う所員(現業員)・ケースワーカー 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事) 家庭相談員、面接相談員、婦人相談員 母子・父子自立支援員、母子相談員、就労支援員

●第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(17)婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
(18)婦人保護施設	入所者を指導する職員

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(19)知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(20)養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員、主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、相談・指導を行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(21)母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員、母子相談員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(22)介護保険施設 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設)	生活相談員、支援相談員 介護支援専門員（ケアマネジャー）
(23)地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

●第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(24)障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
(25)地域活動支援センター	指導員
(26)福祉ホーム	管理人
(27)障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 就労定着支援員、地域生活支援員
(28)一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
(29)特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
(1)授産施設及び宿所提供施設(生活保護法)	指導員
(2)乳児院（児童福祉法）	児童指導員、保育士、個別対応職員 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
(3)有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
(4)指定特定施設入居者生活介護を行う施設（介護保険法） 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
(5)身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法） 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、 身体障害者福祉工場	生活支援員、指導員
(6)精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法）	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
(7)知的障害者援護施設（障害者総合支援法） 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮	生活支援員
(8)高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
(9)隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
(10)都道府県社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業に規定する専門員 ・その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
(11)市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成 11 年 4 月 8 日付け社援第 984 号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2 に規定する

	福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員 ・日常生活自立支援事業に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る)を行っている職員
(12)児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(13)指定発達支援医療機関（児童福祉法）	児童指導員及び保育士
(14)独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
(15)知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
(16)刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官(心理)、福祉専門官
(17)地方更生保護委員会及び保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
(18)更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
(19)労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
(20)心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
(21)児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(22)子育て短期支援事業を行っている、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所 等	相談援助業務を行っている職員
(23)「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
(24)地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(25)「利用者支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(26)母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
(27)就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
(28)重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員及び保育士
(29)点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
(30)共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
(31)障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている職員
(32)児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設	児童指導員及び保育士
(33)児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
(34)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 40 号）第 25 条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
(35)地域生活支援事業に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(36)地域生活支援事業に基づく「日中一時支援」「障害者相談支援事業」「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(37)「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
(38)「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
(39)「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(40)「アウトリーチ事業」「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(41)介護保険法に規定する、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
(42)指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員、生活指導員
(43)指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
(44)指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
(45)指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
(46)指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
(47)指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員及び介護支援専門員
(48)居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
(49)介護予防支援事業、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
(50)「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
(51)「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
(52)サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
(53)地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員

(54)就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
(55)ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
(56)地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
(57)ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
(58)ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
(59)東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
(60)熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
(61)自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
(62)生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者自立相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員(家計相談支援員を含む)
(63)被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
(64)発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
(65)広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
(66)地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
(67)障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 82 号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(68)障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する業務を行う職員
(69)雇用保険法に規定する障害者雇用安定助成金のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(70)障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者及び就業支援担当者、生活支援担当職員
(71)公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター 雇用トータルサポーター（大学等支援分）
(72)スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
(73)難病相談支援センター	難病相談支援員
(74)高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
(75)子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
(76)母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
(77)地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
(78)子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
(79)「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
(80)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
(81)家庭裁判所	家庭裁判所調査官
(82)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
(83)「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
(84)生活保護法第 30 条に規定する日常生活支援住居施設	生活支援提供責任者
(85)母子保健法第 17 条の 2 に規定する産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
(86)厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

※相談援助業務の施設・事業種類の番号は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務範囲等について」の「別添 1 指定施設における業務の範囲等」に記された番号を示しています。

社会福祉士修学資金実施要綱および要領

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉士修学資金貸付要綱

（趣旨）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）は、大阪府内における指定社会福祉士養成施設に在学し、社会福祉士の資格取得をめざす学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。

（貸付対象）

第2条 修学資金の貸付対象者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者とする。

ただし、生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者に限る。

2 大阪府内の養成施設の学生であり、次の（1）及び（2）の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

（1）次のアからエまでのいずれかに該当する者。

ア 大阪府内に住民登録をしている者であって、卒業後に大阪府内、もしくは国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において、昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者。

イ 卒業後に大阪府内において返還免除対象業務に従事しようとする者。

ウ 養成施設の学生となった年度の前年度に大阪府内に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に大阪府内において返還免除対象業務に従事しようとする者。

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）が、養成施設を卒業後に大阪府内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）が認めた者。

（2）次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められるもの。

ア 学業成績等が優秀と認められる者。

イ 卒業後、中核的な職員として就労する意欲があり、社会福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者。

（貸付対象者の選定）

第3条 府社協会長（以下「会長」という。）は、貸付対象者の選定にあたっては、養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

2 貸付対象者の選定は、養成施設の入学決定前に行うことは差し支えない。この場合、貸付対象者の養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努める。

3 返還免除対象期間が3年となる中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。

なお、原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めて差し支えない。

（貸付額）

第5条 貸付額は月額50,000円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加算することができるものとする。

（1）入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000円以内

（2）就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000円以内

（3）生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を基本として府社協が定める額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。）

2 利子は、無利子とする。

3 貸付額については、養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費（前項の（4）の生活費加算に係る貸付額については、在学中の生活費を含む。）に充当するものであり、前項に定める額の範囲内であれば養成施設に支払うべき納付金の額に拘わらず、貸付対象者の希望する額を貸し付けて差し支えない。

4 生活費加算は、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援するためのものであり、この趣旨に鑑み、取扱いについては、次のとおりとする。

（1）生活費加算の貸付対象者

生活費加算の貸付対象者は第2条の1の2において、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者としているが、「これに準ずる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けていることが想定されること。

- ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- イ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(2)生活費加算の貸付対象者の選定

- ア 生活費加算の貸付対象者に対し、養成施設への入学前に貸付け決定を行う場合、貸付申請は当該貸付対象者が府社協に行うこととし、当該申請を受けた府社協は当該貸付申請者の居住地が所在する福祉事務所(以下、単に「福祉事務所」という。)等との連携により適切に審査を行うこと。
- イ アの他、生活費加算の貸付対象者の選定に当たっては、次のとおり取り扱うこと。
 - i 会長は、福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くこと。
 - ii 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し確認すること。
 - iii 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員であって、次のいずれかに該当する者に対し、貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護の支給が廃止されていることを確認すること。
 - (ア) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である高校生であって、高校卒業後、直ちに養成施設に就学しようとする者。
 - (イ) 貸付申請時に生活保護受給世帯の世帯員である者であって、(ア)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合。

(3)自立支援のための地域の関係機関との連携

生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相まって、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所や養成施設等の関係機関と連携を密にし、次に掲げる取組の実施等による継続的な支援に努めること。

- ア 養成施設に在学中の出席状況や学業成績等に関する定期的な確認及び支援
- イ 養成施設卒業後の福祉・介護関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- ウ 福祉・介護関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング

(4)生活費加算の額について

生活費加算の額については、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本とするものであるため、貸付け後の加齢や転居等により別表に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは要しないこと。

また、入学日が異なることにより加算額が異なることは適当ではないことから、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とすること。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 退学したとき。
 - (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められたとき。
 - (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
 - (7) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
 - (8) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録を行い、大阪府内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)に規定する区域をいう。))において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者が返還免除対象業務に従事した場合は、3年)(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。
- 2 返還免除対象業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された者については、会長が修学生の申請に基づき返還免除対象業務に従事する意思があると認めた場合、「卒業した日から1年以内」を、「卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えない。
- 3 返還免除対象業務に従事後、介護福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。
- 4 法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。
- 5 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、修学生の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えない。
- 6 返還免除対象期間の計算については、次の(1)と(2)に掲げる方法を標準として府社協が定めることとする。
- (1) 5年 在職期間が通算 1,825 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 900 日以上
- (2) 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
- なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- 7 また、本事業による貸付を受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、府社協は本事業による貸付を受けた者がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。
- なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、会長が定める時期に現況届の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

(返還)

- 第9条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。
- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士として登録せず、又は大阪府内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 なお、返還の適用に当たっては、当該事業が第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に貸し付けを受けた者の就労継続に当たっての相談支援等を行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。

(返還の債務の履行猶予)

- 第10条 (当然猶予) 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。
- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、介護福祉士養成施設において修学しているとき。
- 2 (裁量猶予) 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 大阪府内において返還免除対象業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。
- なお、その他やむを得ない事由は、返還免除対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の債務の裁量免除)

- 第11条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
- (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき。
- 返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
- 返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 大阪府内において本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。
- 返還の債務の額の全部又は一部
- 2 前項の(1)及び(2)の返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- また、前項の(3)の返還の債務の裁量免除は、本事業が第8条に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく貸付けを

受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

- 3 第1項の(3)に該当する場合に免除することができる債務の額は、修学生が返還免除対象業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（この貸付けを受けた期間の考え方は第8条第5項と同様であり、1年を180日として換算することを標準とする。なお、この期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、円未満の小数については切り捨てるものとする。

- 4 要綱第11条第1項の2により、返還債務の全部又は一部を免除しようとする場合、大阪府知事がその内容を承認することとする。

（延滞利子）

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年2月5日から施行する。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要領

（目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し、必要な事項について定める。

（貸付対象）

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

- ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- 2 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という）が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

（養成施設の役割）

第3条 この事業の実施にあたって、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設」という。）は、常に府社協及び修学資金の貸付けを受けた者（以下「修学生」という。）等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

（貸付申請）

第4条 申請者は、修学資金貸付申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に申請するものとする。

- 2 養成施設の長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、適当と認める者に対して、推薦状及び推薦名簿を添えて会長に提出するものとする。
- 3 養成施設の入学前に貸付け決定を行った場合、当該養成施設へ入学しなかったときは、その決定を取り消すものとする。

（貸付額）

第5条 入学準備金、就職準備金、生活費加算は、これらのみを貸付けることはできない。

- 2 生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時のみとする。
- 3 通信課程及び夜間課程は就職準備金について対象外とする。

（連帯保証人）

第6条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の(1)から(6)に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 独立した生計を営んでいる者。
- (2) 日本国内に居住する成年の者。
- (3) 申請日において年齢が 65 歳未満の者。
- (4) 安定した収入がある者。
- (5) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。
 - ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- (6) 府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。
- 2 法人の連帯保証人を立てる場合は、予め、当該法人が府社協の事前審査を受け承認を得ているものとする。
なお、事前審査の内容は別に定める。
- 3 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 4 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 5 修学生が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（貸付決定）

第7条 会長は、貸付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは修学資金の貸付けを決定する。なお、貸付けの可否については、書面により、養成施設を通じて申請者に通知するものとする。

（貸付契約）

第8条 貸付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、社会福祉士修学資金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。

- 2 特別な事情がなく、前項の期間内に提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。
- 3 貸付契約の内容に変更が生じた場合は、貸付額・貸付条件変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（貸付金の交付）

第9条 会長は、前条の規定により必要書類の提出があったときは、修学資金を交付する。

- 2 修学資金の交付は、分割の方法によるものとし、原則、1回につき3カ月分ずつを口座振込の方法により交付する。
なお、分割交付の時期は別に定める。
- 3 当該養成施設への入学に際し、生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）を借り受けている場合は、先に貸付金を償還にあて、貸付金の残額を修学生に交付する。
- 4 貸付契約の内容に変更が生じ、会長が必要と認めた場合は、修学資金の交付を休止する。

（返還の債務の当然免除）

- 第10条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。
- 2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。
 - 3 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。

（返還の債務の履行猶予）

- 第11条 要綱第10条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。
- 2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の猶予を決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。
 - 3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。
 - 4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。
 - 5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。
 - (1)療養のためは、3年。
 - (2)産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）。
 - (3)育児休業は、子が1歳（一定の場合において1歳2カ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6カ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。）に達する日までの期間。父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日までの間の1年間。
 - (4)介護休業は、3カ月。

（返還の債務の裁量免除について）

- 第12条 要綱第11条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。
- 2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。
 - 3 要綱第11条第1項の1及び2に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

（返還の方法）

- 第13条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならなくなったときは、当該事由に該当することとなった日（要綱第10条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき）から速やかに、修学資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。
- 2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。
ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

（一時返還）

- 第14条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸付けした修学資金の全額を一時に求めることができるものとする。

（延滞利子）

- 第15条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。
- 2 令和2年3月31日以前に貸付決定を行ったものについては、年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

（届出義務）

- 第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、養成施設に在学中は養成施設を通じて届け出るものとする。
- (1)修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - (2)修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - (3)修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4)修学生が留年したとき。
 - (5)修学生であることを辞退するとき。

(6)連帯保証人が死亡したとき

- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 修学生が、大阪府内において返還免除対象業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は返還免除対象業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第17条 修学生が返還免除対象業務に従事した後、求職活動を行う次の期間は、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(1)6カ月以上業務に従事した場合は、3カ月間

(2)6カ月未満業務に従事した場合は、1カ月間

- 2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数を参考にする。

(返還金の催告)

第18条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。なお、債権回収会社に業務委託を行う場合もある。

(調査)

第19条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第20条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第21条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

- 2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に基づく債務に関しての訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第23条 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年2月5日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和5年3月13日から施行する。

(様式1) 大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程
社会福祉士修学資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第 5 条の規定に基づく、社会福祉士修学資金貸付事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④修学生決定・不承認通知書 ⑤推薦状 ⑥社会福祉士修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧修学資金借用証書 ⑨印鑑登録証明書 ⑩源泉徴収票又は住民税課税証明書 ⑪住民税非課税証明書 ⑫生活保護受給証明書 ⑬保護変更決定通知書(写し) ⑭在留カード(写し) ⑮振込先金融機関の通帳など(写し) ⑯業務従事開始届 ⑰社会福祉士登録証(写し) ⑱現況報告書 ⑲業務従事期間証明書 ⑳修学資金返還計画書 ㉑修学資金返還猶予申請書 ㉒修学資金返還免除申請書 ㉓各種 承認・不承認通知書 ㉔在学者一覧 ㉕その他会長が必要と認める書類
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い社会福祉士の養成確保に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③償還状況管理 (2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②社会福祉士修学資金貸付事業を実施する社会福祉協議会 ③本事業利用者が所属する社会福祉士養成施設 ④連帯保証人 ⑤業務委託機関 ⑥その他法令に基づき、必要と認められる団体
その他の情報	本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	大阪福祉人材支援センター所長および所属職員
本事業における苦情対応担当者	大阪福祉人材支援センター所長

介護の資格 届出制度のご案内

○ 介護福祉士等の資格をお持ちの方は届け出してください！



■介護の資格 届出制度とは・・・

社会福祉法改正により、2017 年 4 月 1 日から介護福祉士の資格をお持ちの方で、お仕事をされていない方は、都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となりました。

また、努力義務ではありませんが、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護に関する入門的研修、旧ホームヘルパー養成研修 1 級・2 級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方も届出することができます。

上記に該当される方は、Web サイト「福祉のお仕事」から、届出を行ってください。



**令和 5（2023）年度入学生対象
「社会福祉士修学資金」修学生募集要領**

令和 5 年（2023 年）3 月発行

.....

**社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係**

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1 丁目 1-54

大阪社会福祉指導センター 3 階

TEL : 06-6776-2943 （月～金（祝日を除く）9 : 00～17 : 00）

FAX : 06-6761-5413

（ホームページ） <https://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>